

回答書

「あずま・中央統合保育園整備・運営事業者公募に関する質問」について、以下のとおり回答します。

なお、「資料 4 整備費・運営費等モデルケース」、「【二次審査】 添付資料（様式 A～E）」の修正、「資料 8 江南市立保育園のしおり」、「資料 9 あずま・中央保育園パンフレット」の追加をしましたのでご参照ください。

No.	質 問	回 答
1	駐車場台数について必要数の決まりはあるか？	ありません。必要と考えられる台数を確保するよう計画してください。
2	11 年目以降の借地費用はかかるか？かかる場合はその想定額はいくらか？	使用貸借期間満了の 1～2 年前の子どもの人口や保育需要等を勘案し、無償貸与を継続するか、有償とするかを協議して決定します。収支計画を策定する際は、参考としてお示しした令和 4 年度の鑑定額をご使用ください。
3	株式会社の場合、躯体工事に対する補助金は交付されるか？その金額はいくらか？	現在の国の整備交付金制度では、社会福祉法人等以外であっても、市町村が認めた者に対し交付することができます。社会福祉法人等かそれ以外かで金額の違いは生じません。補助金額は資料 4 にモデルケースをお示ししているとともに、「【二次審査】 添付資料（様式 E）保育所新設に係る補助金等の概算書」で試算することができます。
4	社内異動によりプレゼンに出席する園長候補が代わる可能性があるが問題ないか？	令和 8 年度の事業開始時に施設長として配置することのできる方を候補者とし、可能な限り異動のないようにしてください。ただし、やむを得ず候補者が変更となる場合もありうると考えます。
5	施設長（園長）の要件について、認可保育園での勤務経験が 10 年以上あれば、要件を満たすか。認定こども園及び幼稚園での勤務	認可保育所で 10 年以上の勤務経験があれば、認定こども園や幼稚園での勤務経験がなくても要件を満たします。

	も必須になるか。	
6	<p>資料 4 整備費・運営費等モデルケースについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特殊付帯工事がある場合、補助金の加算はあるか。加算がある場合、どのような種類の工事が該当するか。 ・開設準備費加算について、新たに入園した児童に限り、加算対象となり、あずま保育園、中央保育園に現在通園する児童が継続して入園した場合は、加算対象外か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊付帯工事に該当する工事を実施する場合は、加算することができます。現在の国の整備交付金制度では、特殊付帯工事は、建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費（上限：1施設当たり 12,040 千円）とされています。 (ア) 水の循環・再利用の整備 <ul style="list-style-type: none"> 施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備 (イ) 生ごみ等処理の整備 <ul style="list-style-type: none"> 施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ごみ処理のための整備 (ウ) ソーラーの整備 <ul style="list-style-type: none"> 光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備 (エ) その他 <ul style="list-style-type: none"> 資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの ・国の交付金制度では、開設準備費加算は、原則として現在のあずま保育園、中央保育園の認可定員の合計 256 人を超える定員を設定した場合に当該超える人数が対象になります。ただし、「民営化に伴って開設準備に必要な備品等の一切が施設とあわせて譲渡されない場合」等、一定の条件を満たす場合には必要な定員分で算出することができることとされていますので、国への交付金協議の際に開設準備費加算分（上限：1人当たり 12 千円）を含めることは可能です。 <p>「資料 4 整備費・運営費等モデルケース」及び</p>

		「【二次審査】 添付資料（様式 E）保育所新設に係る補助金等の概算書」を修正しました。
7	あずま保育園、中央保育園それぞれのしおり、重要事項説明書を提供してほしい。	「資料 8 江南市立保育園のしおり」、「資料 9 あずま保育園・中央保育園パンフレット」を資料として追加しました。重要事項説明書はありません。
8	あずま保育園、中央保育園の年間行事予定、実費徴収についての資料を提供してほしい。	年間行事は資料 8 をご参照ください。 保護者が負担する諸費用は以下のとおりです。 ・名札、帽子：755 円～1,390 円（3 歳未満児） 3,780 円～5,460 円（年少～年長） ・父母会費：200 円/月 ・出席ブック：240 円（年少～年長） ・給食費：資料 3-1 参照 ※別途必要教材あり：1,230 円 （指定ではないが園で購入可能）
9	一時保育の定員の設定に基準はございますでしょうか。	緊急分 2 人を含み 10 人以内としています。保育士配置基準内での運営としています。
10	実費徴収について、現在の各金額はそのまま引き継ぐのか、変更してもよいかどちらか。	実費徴収の金額、内容は現在の市立保育所と同じである必要はありませんが、事業開始前に保護者への説明がなされ、同意が得られることが前提であると考えています。
11	園医について、あずま保育園、中央保育園の現在の園医に引き続き担当していただくことは可能か。	必要であれば、選定事業者決定後に医師会と協議します。
12	モデル園選定にあたって、距離が近い、規模が近い、民営化している園（状況が近い）の優先順位はどれが高いでしょうか。規模、状況が近いが優先の場合、愛知県外の園でもよろしいでしょうか。	規模が近いものを優先してください。県外でも構いません。